

特別支援学級の編制基準及び教員配置に関する意見書(案)

近年、公立学校における特別支援教育の重要性は一層高まっており、とりわけ発達障害と診断される児童・生徒の増加に伴い、特別支援学級への入級は増加の一途をたどっている。このような状況の中で、現行の学級編制基準及び教員配置の在り方については、実態に即した見直しが求められる。

現行制度においては、特別支援学級は障害種別ごとに8人を上限として1学級が編制され、これに対して担任教員1名が配置されている。しかしながら、この編制は学年別ではなく、異学年混在の形態となっているため、特に小学校においては1年生から6年生までが同一学級に在籍することも少なくない。その結果、担任教員は複数学年・複数教科・多様な教育的ニーズに同時に対応しなければならず、教育の質の確保及び教員の負担軽減の観点から極めて大きな課題となっている。

また、中学校においては教科担任制を基本として、各教科の専門性に基づいた指導が求められているが、現行の配置基準では、特別支援学級において教科ごとの専門教員を十分に配置することが困難であり、結果として指導の質に影響を及ぼす懸念がある。

加えて、過去に奈良県においては、特別支援学級の編制基準が1学級6人とされていた経緯があるものの、その際にも教員配置総数の実質的な増加にはつながらなかった。この背景には、学校規模を加味した基礎定数の転用による配置調整があると考えられる。すなわち、地方自治体が独自に編制基準を引き下げたとしても、それが直ちに学校単位での教員数の純増につながるとは限らず、結果として現場の負担軽減には結びつかない可能性があるという構造的課題が存在している。

これらの状況は、教育基本法及び学校教育法が掲げる「個々の能力に応じた教育」や「教育の機会均等」の理念に照らしても、改善の余地がある。また、障害者基本法及び障害者権利条約の趣旨に基づけば、合理的配慮の提供及びインクルーシブ教育の推進が求められており、現行の一律的な編制基準では十分に対応できているとは言い難い。

よって、国に対し、下記の事項について強く求める。

記

1. 特別支援学級の編制基準について、単純な在籍人数だけでなく、学年構成や障害特性の多様性を考慮した柔軟な基準や担任複数配置などを可能とする制度設計を行うこと。
2. 中学校の特別支援学級においては、教科担任制の趣旨を踏まえ、教科別の専門教員配置を可能とする加配措置を拡充すること。
3. 特別な教育を必要とする児童・生徒の増加に対応するため、配置標準や国庫による加配措置を見直し、学校単位で実効的に教員数の増加が図られる仕組みを構築すること。
4. 特別支援教育の担当教員のみならず、全体的な知識と実践力の向上が図れるよう支援を行うこと。

特別支援教育は、全ての子供たちの学びの権利を保障する根幹であり、その充実は社会全体の持続可能性にも寄与するものである。現場の実態に即した制度改善が早急に図られることを期待する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

奈良市議会